

知財高裁令和7年10月8日判決に見る外国語特許出願の誤訳訂正の許容範囲と要件

ポイント要約:

- 本件は、外国語特許出願に基づく特許（特許第6328108号）に対する無効審判において、特許明細書中の用語「直線的」を「直接的」に訂正することが「誤訳の訂正」（特許法134条の2第1項ただし書第2号）に当たるかが最大の争点となった事件である。知的財産高等裁判所（知財高裁）は、「誤訳の訂正」として許容される訂正の要件を厳格に適用し、「直線的」→「直接的」の訂正はその要件を満たさないと判断した ¹ ²。
- **誤訳訂正の要件:** 判決は、「誤訳の訂正」として許されるのは①翻訳により原文の意味とは異なる意味をもつ記載（誤訳）となっていること、②訂正後の記載が原文の意味を表すもので原文の記載と一致すること——この二つの条件を満たす場合のみであると明示した ³ ¹。翻訳文が原文の意味どおりである限り訂正の必要はなく、また訂正後の内容が原文に根拠のない新たな意味を加える場合も許されない。
- **「直線的」→「直接的」の訂正の是非:** 特許権者（被告）は、この訂正によって発明の意味内容が原文に忠実になると主張した。しかし裁判所は、原文の該当部分において「linear（直線的）」と「unmittelbar（直接的）」という別個の概念が使い分けられており、翻訳文も「直線的」「直接」と訳し分けて一貫していた事実を重視した ⁴。原文「linear」を「直線的」と訳すこと自体に誤りはなく、その意味は原文と食い違っていない ⁵。むしろ「linear」を「直接的」と訂正することは原文の意味に沿わない新たな概念を導入するものであり、誤訳訂正の範囲を逸脱すると判断された ¹ ⁶。
- **実務への教訓:** 本判決により、外国語出願の翻訳に起因する誤訳訂正は極めて限定的にしか認められないことが改めて示された。特に、翻訳提出時に原文と異なる意味になっていなかった記載を、後から「より忠実な表現」に改めることは許されず ⁷、翻訳上の曖昧さを理由にした訂正も原文の趣旨を逸脱するおそれがあれば認められない ⁸。特許権者は翻訳文提出の段階から正確性に最大限留意し、権利化後に気付いた誤訳については早期の補正手段を講じるべきである。本制度の立法趣旨はあくまで「**翻訳上の過誤を正し原文の開示に沿うようにする**」点にあり、これを超える恣意的な訂正は第三者の信頼を害するため許容されない ⁹。以下、判決全文に沿って本件の概要と裁判所の判断を詳細に評釈する。

1. 事件の概要

当事者と特許: 本件特許は、ドイツ企業である被告（サイベックス ゲーエムベーハー）が出願した「車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート又はベビーキャリア及びそのようなシートのためのサイドインパクトバー」に関する発明（国際出願日2013年6月13日、優先権：2012年6月18日・7月4日（ドイツ））であり、2018年4月27日に特許第6328108号として設定登録された ¹⁰。発明の内容は、車両用チャイルドシートにおける側面衝突時の衝撃緩和構造（側面衝突保護部や力の方向転換装置）に関するもので、特に横から加わる衝撃を子供に直接伝えずシート殻に導く構造を特徴とする。特許請求の範囲は全16項からなる ¹¹。

無効審判の申立てと訂正手続の経緯: 原告（ジョイー インターナショナル カンパニーリミテッド）は被告の特許権に対し、2019年4月3日付けで請求項1～16の無効審判を請求した（無効2019-800027号） ¹²。無効理由は先行技術に基づく新規性・進歩性欠如等であり、争点には本件特許明細書の翻訳誤りも含まれた。無効審判係属中の2019年7月、被告（特許権者）は特許請求の範囲および明細書の訂正請求を行った ¹³。この

「前件訂正請求」では、請求項の文言追加による限定や、一部誤記の訂正のほか、明細書の段落[0007]について翻訳の誤りを理由とする記載の訂正が含まれていた¹⁴¹⁵。特許庁は2020年3月27日、この訂正請求を認めて特許を訂正したとの審決（前件審決）を下した¹⁶。しかし原告は前件審決を不服として審決取消訴訟を提起し（前訴）、知財高裁で争われた結果、特許庁に審決取消（差戻し）判決が確定した。

審決（差戻し後）の内容： 差戻し後、特許庁は改めて審理を行い、被告は再度訂正請求（「本件訂正」）を行った。本件訂正では請求項および明細書の複数箇所にわたり訂正事項I～VII（1～7）が含まれ、その中で**訂正事項7**として明細書段落[0008]中の「子供の体に直線的に向いている力…」との記載を「子供の体に直接的に伝達するのではなく…」との文言に訂正することが請求された¹⁷¹⁸。特許庁は2024年7月23日、無効2019-800027号事件について「本件特許は訂正（本件訂正）後も有効」とする審決を行い、原告の無効主張を退けたとみられる（審決主文は判決内で直接言及されていないが、訂正が認められたことから推測される）。この審決に対し原告が再度取消訴訟を提起し、知財高裁令和7年10月8日判決（本判決）に至った。

訴訟の経緯と本判決の結論： 本判決は、原告の請求を認容して特許庁の令和6年審決を取り消した¹⁹。主文では審決の取消しおよび訴訟費用の被告負担が命じられており、訂正が認められた審決自体が違法と判断されたことになる。本判決の確定により、本件特許は訂正事項7（およびそれに関連する訂正事項3・5による請求項訂正）が認められない前提で審理し直されることになる。判決理由の中心は、**訂正事項7の「直線的」→「直接的」への変更が特許法所定の「誤訳の訂正」に該当しない**という点であり、これが審決取消事由（取消事由2）として十分認められるため、その他の進歩性判断の誤り（取消事由1の各論点）について判断するまでもなく審決は取り消されるとされた²⁰。

2. 誤訳訂正の要件に関する裁判所の判断

特許法上の位置付け： 外国語書面特許出願（本件はPCT国際出願からの国内移行）においては、原則として出願時に提出された日本語翻訳文が特許の内容を確定する基礎となる。一方で、翻訳に誤りがあった場合には特許法126条1項2号（訂正審判等における訂正の目的としての「誤記又は誤訳の訂正」）により補正・訂正が認められる余地がある²¹。ただしこの「誤訳の訂正」は無制限に許されるのではなく、立法的にも第三者の信頼保護や特許権者の自己責任との調和が図られている。裁判所は、まず特許法134条の2第1項ただし書2号（訂正審判または無効審判中の訂正請求における誤訳訂正）に関する一般的な解釈を示した。

「誤訳の訂正」の定義： 判決は特許庁の『審判便覧』の記載を引用し、「『誤訳の訂正』とは、翻訳により外国語書面における意味とは異なる意味を有するものとなった記載（誤訳）を、外国語書面における意味を表す記載に訂正すること」を指すと明示した³。言い換えれば、翻訳文の記載が原文の意味内容と食い違っている場合に、その齟齬を正す目的で原文の本来の意味に沿う表現へ改めることが「誤訳訂正」である。裁判所は「つまり、誤訳の訂正としては、『外国語書面における意味とは異なる意味を有するものとなった記載（誤訳）を、外国語書面における意味を表す記載に訂正する』ことだけが認められ、**それ以外の内容で訂正することは認められない**」と述べ、許容範囲の限定を強調している³。この一文から、裁判所の基本的立場として「**原文の意味＝正解**」であり、**翻訳文がその意味から逸脱している場合のみ、原文の意味に合致させる方向の訂正が可能**であることがわかる。

訂正要件の二つの柱： 上記定義に基づき、判決は誤訳訂正の判断基準を明確に二点に整理した。それが先述の要件①および②である。すなわち、**(1) 訂正前の翻訳文の該当部分の意味が、翻訳の誤りにより原文の記載の意味と異なっていること（誤訳の存在）**¹、そして**(2) 訂正後の記載の意味が原文の記載の意味を表すものと一致していること（原文の忠実な再現）**¹である。判決文中ではこれを「上記(1)の要件の①」「同要件の②」と表現し、訂正事項7について「**翻訳の誤りにより原文の意味と異なるものとはいえないから①を満たさず、訂正後の記載も原文の意味を表すものと一致しないから②も満たさない**」と結論付けている¹。このように、翻訳文の意味と原文の意味の乖離が認められない場合や、訂正後の表現が原文の意味から逸脱する場合には、特許法上「誤訳の訂正」としては許容されない。

部分的な文脈参照の排斥： さらに裁判所は、誤訳の成立を判断するにあたっては**訂正対象部分の原文・翻訳文・訂正案それぞれの意味内容を比較すべきであり、「訂正の対象となっている当該記載部分以外の明細書の記載を参照する余地は基本的にない」という重要な指摘を行った** 22。本件では特許庁審決が訂正事項7を認めるに際し、明細書中の別段落[0019]の記載（「子供に直接影響を及ぼすのではなく～」という趣旨）に言及して原文の解釈根拠とした。しかし裁判所は、誤訳訂正の要否判断において**他の段落の記載を持ち出して文脈全体で意味を補完する手法に疑義を呈した** 22 23。誤訳か否かはあくまで当該箇所単独で原文と訳文の齟齬を検討すべきものであり、別段落の記載を「参酌しなければならない特段の理由はない」としている 22。この原則は、特許権者が「翻訳文全体として原文に忠実になることを目的とした訂正」であると主張したことに對する反論の一環でもある 24 25。つまり、**部分的には原文と一致している翻訳を、他の部分の整合性のために変更する**という理屈は認められず、各訂正箇所ごとに純粋な誤訳が存在するかどうかを判断せよという姿勢である。

以上のように、本件判決はまず一般論として誤訳訂正の趣旨と要件を確認・宣言した上で、次章以降で具体的に訂正事項7がこの要件を満たすかどうかを検討している。

3. 誤訳訂正の判断基準（要件①・②）の具体的抽出

本判決で示された「誤訳訂正」の判断基準を整理すると、以下の二点に要約される。

- ・要件①（誤訳の存在）：**翻訳文の該当箇所の記載が、翻訳ミスにより原文における意味と異なる意味を持っていること** 3。言い換えれば、「原文にはXと記載されているのに、翻訳文ではYと記載され、その結果XとYの意味に食い違いが生じている」場合である。この食い違いが明確でなければ、「誤訳」とは認められない。
- ・要件②（訂正後の一致）：**上記誤訳を訂正した後の記載が、原文の意味を正しく表すものと一致していること** 3。すなわち、訂正案が原文記載の意味内容そのものを忠実に表現している必要がある。訂正によって初めて原文の趣旨に沿う表現になることが求められる。

判決文中では、この二つの要件を満たす場合だけが「誤訳の訂正」として許され、それ以外の内容（例えば単なる表現の言い換えや解釈の変更を目的とする訂正）は認められないと明言された 3。実際に裁判所は訂正事項7について、まず要件①の検討として「原文『linear』と訳文『直線的』の意味が翻訳の誤りにより異なるとはいえない」ため①不成立、次に要件②について「訂正後の『直接的』という記載は原文の意味を表すものと一致しない」ため②も不成立と判断している 1。このように**両要件を段階的に適用し、一方でも充足しなければ「誤訳の訂正」には当たらない**との厳格な基準を示した点が本判決の重要なポイントである。

なお、ここでいう「原文の意味」とは特許出願時の外国語明細書に記載された技術的内容そのものを指す。裁判所は、翻訳文の当該箇所が原文の**技術的事項**と食い違っているかどうかを見るべきであり、そうでなければ翻訳上の齟齬（誤訳）はない、としている 5 1。また仮に誤訳があったとしても、その訂正案が原文記載の技術的事項を正しく再現していなければ許されない。この観点から、次章では実際に問題となった「直線的」→「直接的」の訂正について、裁判所がどのように上記基準を適用し結論付けたかを詳述する。

4. 「直線的」から「直接的」への訂正が誤訳訂正に該当しないとされた理由

問題の訂正事項7は、明細書段落[0008]における記載：

- ・訂正前：「衝突の際に発生し得る横からの力、通常は子供の体に**直線的**に向いている力の方向を変えて、シートシェルの中に導入する」

- ・訂正後：「衝突の際に発生し得る横からの力を子供の体に**直接的**に伝達するのではなく、子供の体のそばを通り過ぎて、減衰特性を有するシートシェル内に導く」

という文言の差換えである^{26 27}。訂正前は「横からの力が子供の体に向かって直線的に進む（それを方向転換装置で曲げてシート殻に導く）」という趣旨であり、訂正後は「横からの力が子供の体に**直接**伝わるのではなく、子供の体のそばを通り過ぎてシート殻に導かれる」という趣旨になっている。表現上大きな変更があり、技術的にも「力の方向を変える」から「力の伝達経路を変える（直接伝達しないようにする）」という別の側面が強調される内容となっている。裁判所はこの訂正について、以下の観点から詳細に検討を加え、最終的に「**直線的**」→「**直接的**」への変更は誤訳の範囲を超える訂正であって許されないと結論付けた¹。

4.1 被告（特許権者）の主張概要

被告は訂正事項7について、「翻訳文全体として原文の意味内容がより忠実になるようにした誤訳訂正」であると位置付けた^{28 29}。具体的には、本件発明の「力方向転換装置」（段落[0008]に記載）は、「**衝突時に横からの力を子供の身体にそのまま（直接）伝えるのではなく、シートシェルに導くことで力の方向を変える機能を果たす装置**」であると解釈される。にもかかわらず訂正前の翻訳文では「横からの力を子供の側部から直線的に離れて…シートシェルへ導く」となっていたため、このままでは前後の文脈との整合が悪く意味内容が不正確であると主張した²⁹。被告によれば、原文の趣旨に忠実で正確な翻訳とするには、むしろ「**横からの力を子供の体に直接的に伝達するのではなく、子供の体のそばを通り過ぎて…シートシェルに導く**」と翻訳した方がよいという²⁹。要するに、「直線的に向いている力」との表現を「直接的に伝達される力ではない」と改めることで、原文が意図する「力が子供に直接加わらず逸れていく」機能を明確化できるという論理である。被告はこれを「この意味での誤訳の訂正」であると位置づけ、訂正前の「直線的」のままでは意味が不明瞭だが、訂正後の「直接的」とすることで原文に忠実になる旨を主張した^{30 31}。

4.2 裁判所の判断: 原文記載との齟齬の有無

裁判所はまず、「被告の主張する上記内容は**原文に記載された事項ではなく**、原文の記載に照らして被告が**解釈した内容**にすぎない」と明快に斬り捨てた³²。つまり、被告が「力方向転換装置の機能」として主張する「子供の体に直接伝達せずそばを通り過ぎてシートシェルに導く」という表現自体、**原文そのものに書かれているわけではない**という指摘である。実際、訂正事項7の原文該当箇所（国際公開WO2013/189819の記載）はドイツ語で以下のような内容だった。

Auf diese Weise dient der Seitenaufprallschutz ... als Kraftumlenkvorrichtung, die bei einem Unfall etwaig auftretende Seitenkräfte nicht linear auf den Körper des Kindes, sondern linear am Körper des Kindes vorbei in die Sitzschale einleitet...³³

この一節を裁判所は自ら翻訳し直し、「このようにして、側面衝突保護部は…力方向転換装置としての役目を果たし、事故のときに発生する可能性があるサイドフォースを**子供の身体へ直線的に導入するのでなく**子供の身体をそばを直線的に通過させて…シートシェルへと導入する…」との日本語訳を示した³⁴。重要なのは、原文には「**直線的 (linear)**」という語が2箇所使われており、一つは"nicht linear auf den Körper des Kindes"（子供の体に直線的にではなく）、もう一つは"linear am Körper des Kindes vorbei"（子供の体のそばを直線的に通る）という形である。原文は「**直線的**に子供に向かう力をそうではない方向に逸らす」ことを記載しており、「直接的に伝達しない」という文言自体は含まれていない。裁判所の訳文もそれを忠実に反映したものとなっている³⁴。

このように、**原文は「linear（直線的）」という語を用いており、翻訳文でも「直線的」と訳されていた以上、当該部分について翻訳による意味の食い違いは本来生じていなかった**といえる。実際、裁判所は辞書的にも「linear」は「直線状の、線状の」という意味を有すると認められると指摘し³⁵、翻訳文の「直線的」はその字義どおり原文の"linear"に対応する訳語だと認定した。さらに被告自身、先の前件訂正請求（取下げ

扱いとなった訂正審判)において、**原文中の2箇所の"linear"という単語を「直線的」と訳す内容の訂正を求め、「それが原文の正しい翻訳である」と主張していた経緯がある**^{36 37}。このような経緯からも、**原文「linear」を「直線的」と訳した場合に原文記載と翻訳文記載の意味が異なるとは認められないと裁判所は結論付けた**⁵。

一方で、今回の訂正で置き換えようとした「直接的」という語については、裁判所は「『直線』という語と『直接』という語は意味が異なる」と明言している³⁸。すなわち、「直線的 (linear)」はあくまで方向・形状に関する形容であり、「直接的 (direct)」は媒介の有無や当事者間の距離感を示す概念であって、両者は指し示す内容が異なるということである³⁸。原文は「linear (直線的)」という言葉を選んで力のかかり方を記述している以上、それを「直接的」という別概念に訳し替えることは**原文にない意味を付加する可能性が高い**。

この点、裁判所は明細書全体の翻訳の整合性にも着目した。段落[0008]以外にも、本件明細書には「直接」という語が登場しており、例えば段落[0008]の別の部分には「子供の体に直接衝撃を与えない」との記載があるが、その原文は"unmittelbar" (直接的・直接に) であった³⁹。また、段落[0019]には「子供に直接影響を及ぼす」や「子供への直接のエネルギー伝達」という記載が2箇所あるが、これらの原文もすべて"unmittelbar(e)"という語が使われていた⁴⁰。つまり、**原文では「unmittelbar (直接)」と「linear (直線的)」という異なるドイツ語が使い分けられており、翻訳者もそれに応じて「直接」「直線的」と訳し分けて本件明細書を作成していたことになる**⁴。この翻訳の一貫性からすれば、段落[0008]の「直線的」という訳語だけが誤訳で本来「直接的」と訳すべきだったとは考え難い。現に翻訳文全体としては、原文"unmittelbar"は「直接 (的)」、原文"linear"は「直線的」と対応しており、原文と訳文の整合は取れていた⁴。以上より、裁判所は**訂正前の「直線的」の記載が翻訳上の誤りによって原文と異なる意味を持つものとはいえないとして、要件①を満たさないと判断した**¹。

4.3 裁判所の判断: 訂正後の記載の適否

次に裁判所は、仮に誤訳があったと仮定しても訂正後の文言が原文の意味に一致するか(要件②)を検討した。ここで問題となるのが、「直線的」を「直接的」に変えたことで技術的内容がどう変わるかである。裁判所は、この変更により**「力の方向を変える」という記載が「力の伝達態様(直接か否か)に関する記載」に変わってしまうと分析した**^{6 41}。

具体的には、段落[0008]の原文で述べられていた"Seitenkräfte nicht linear auf den Körper des Kindes, sondern linear am Körper des Kindes vorbei in die Sitzschale einleitet"という部分は、「横からの力を子供の体に**直線的に**導入するのでなく、子供の体のそばを**直線的に**通過させてシートシェルに導く」という意味内容である³⁴。ここで強調されているのは**力の作用線(ベクトル)が子供に向かう一直線上から外れてシートシェルに逸れる**という点、平たく言えば「力の向き(方向)を変える」ことである⁴²。したがって原文の段落[0008]は、「力伝達装置(Kraftumlenkvorrichtung)によって、通常は子供に向かって一直線に進む力の方向が変えられてシート殻に導かれる」という内容を記載していたと解される^{43 42}。

これに対し、訂正後の表現「子供の体に**直接的に**伝達するのではなく…シートシェルに導く」は、一見似たような意味に見えるがニュアンスが異なる。⁴² 裁判所は、「前者(訂正前)の記載は力の方向を変えることを意味しているのに対し、後者(訂正後)の記載は力が中間に何も介さず**じかに**子供に伝わるのではなくシートシェル内に伝わること、すなわち**力がじかに伝わる対象を変える**ことを意味している」と両者の意味の違いを明確に指摘した⁴²。簡潔に言えば、「直線的に向いている力の方向を変える」は**力のベクトルの向きを変える**ことであり、「直接的に伝達しないようにする」は**力の伝達先(対象)を変える**ことを示唆する表現である。前者は物理的な力の方向転換(Geometryの問題)だが、後者は力の伝達経路に何らかの緩衝や迂回が入ることを意味する(力学・構造の問題)という違いがある。

裁判所はこの差異を踏まえ、「原文には前者の事項(力の方向を変えること)が記載されているが、審決はあたかも原文に後者の事項(直接伝達しないこと)も記載されているかのように判断して訂正を認めてお

り、これでは理由に齟齬がある」と批判した⁴⁴。実際、審決は原文中に前者の記載（直線的に向く力の方向転換）があると認めつつ、結論では「原文記載によれば横からの力を子供の体に**直接的**に伝達するのではなく…導くことは明らか」と述べて訂正を正当化しており²⁶⁴⁵、原文にない「直接的に伝達しない」という事項まで含まれているような判断を示していた。裁判所はこの審決の判断手法を誤りと捉えたわけである。

さらに裁判所は、審決および被告が拠り所とした段落[0019]の記載についても検討した。段落[0019]には「子供に直接影響を及ぼす、のではなく…シートシェルに導く」との記載がある（原文"unmittelbar"）が、これは文脈上「側面衝突保護部が衝撃を**直接子供に伝えず**シートシェルに逸らす」という趣旨であり、**横からの力の向き**について述べたものではない⁴⁶。裁判所は、「この部分は力が子供にじかに伝わるか否かについてのものであって、訂正事項7の根拠とはなり得ない」とし、審決が段落[0019]を参酌したこと自体が適切でない⁴⁶と判断した。要するに、**段落[0019]が述べる「直接伝わらない」というコンセプトを、段落[0008]の「直線的」という語の訂正根拠として援用するのは論理の飛躍だ**という指摘である。

これらの検討の結果、裁判所は訂正後の「直接的」という記載は原文の意味を忠実に表すものとはいえず、要件②も充足しないと結論づけた¹。そして「**翻訳文『直線的』の意味が原文『linear』と異なるとはいえない上に、訂正後『直接的』の記載が原文の意味を表すものと一致しない**」のだから、本件訂正事項7は誤訳訂正の要件を満たさず特許法134条の2第1項ただし書2号に定める誤訳の訂正には当たらないと明言した

¹。

4.4 被告の主張に対する更なる反駁と整理

裁判所は上記の主要な論点に加え、被告の姿勢や過去の主張とも照らし合わせて、本件訂正の問題点を整理している。

- **被告の解釈の後出し性:** 被告は「翻訳文全体として原文に忠実になるため」と称して訂正を試みたが、裁判所は「それは被告の現時点での解釈に沿うように訂正するものにすぎず、誤訳の訂正として許容されない」と断じた⁷。しかも被告は前件訂正請求においては今回とは全く異なる内容（すなわち「直線的」と訳すことが正しいとする立場）を原文の内容だと主張していたのであり、主張の変遷も著しい³²⁴⁷。裁判所はこの点に触れ、被告の主張する訂正理由が原文記載から直接導かれたものではなく、あくまで被告自身の再解釈に基づくものと強調した³²。翻訳提出時には原文どおり「直線的」と訳しておきながら、後になって「やはり直接的と訳すべきだった」と言い出すのは、単なる解釈変更であって誤訳とは言えないというわけである。
- **翻訳の不明瞭性主張への否定:** 被告は「訂正前の『直線的』では意味内容が不明瞭だが、『直接的』とすることで明確になり原文に忠実になる」とも主張していた。しかし裁判所は、「**訂正前の『直線的』が不明瞭で、訂正後『直接的』で明確・忠実になるという事情も認められない**」と述べ、この主張を明確に退けた⁴⁸。前述のとおり「直線的」という訳語自体は原文の用語選択と一致しており、不明瞭というより文字通りの翻訳にすぎない。仮に文全体として意味が掴みにくい部分があったとしても、それは原文の記載自体の問題であって翻訳の問題ではない。判決は「もし被告主張のように、一部の文言を原文と異なる意味の訳にしなければ全体が不明瞭になるというなら、それは**原文の記載自体に問題がある**ことを意味し、そのような問題を解消する訂正は翻訳上の問題に起因する誤りの訂正（誤訳訂正）の趣旨に沿うものとはいえない」と指摘した⁸。この言及は示唆に富む。すなわち、**仮に原文の書き方が悪くて翻訳文がわかりにくくなっていたとしても、それを理由に翻訳文を改変することは本来の誤訳訂正制度の射程ではない**ということである。翻訳文の不明確さの是正は「明瞭でない記載の釈明」（特許法126条1項3号）の問題であって、「誤訳の訂正」（同2号）ではないという区別がここには潜んでいる。
- **実質的なクレーム範囲変更の懸念:** 裁判所はまた、訂正事項7の変更が特許請求の範囲に与える影響にも言及した。「直線的」から「直接的」への置換が**実質上請求項の技術的範囲を拡張ないし変更するものに当たり得る**ことを指摘し（特許法134条の2第9項の準用する126条6項違反の可能性）、審決は

それを否定したものの判断枠組みは後述するとしている²。実際、本件では訂正事項7は明細書中の記載変更だが、それが請求項の用語（例えば「力方向転換装置」の技術的範囲）の解釈に影響を及ぼし、結果的にクレーム解釈・権利範囲を変更する効果を持ちうることを裁判所は示唆している⁴⁹。審決は「誤訳訂正だから範囲拡張には当たらない」と簡潔に片付けていたが、裁判所は「誤訳の訂正を目的とする訂正が直ちに126条6項の要件を満たすものではない」と述べ、その審決判断は不明瞭であると批判した⁵⁰。**翻訳の訂正であっても結果的にクレームが広がるような場合には許されない**という原則を、裁判所は改めて示したといえる。

以上を総合し、裁判所は訂正事項7について「誤訳の訂正の要件を充足しない」ことを詳細な論拠とともに認定した。結論として、本件審決が訂正事項7を適法（誤訳訂正として適切）と判断したのは誤りであり取消事由となるとされた¹⁵¹。さらに付随的に、訂正事項7によって明細書段落[0008]が変更されたことを根拠として特許請求の範囲の訂正事項3（請求項1の訂正）および訂正事項5（請求項16の訂正）も認められていたが、肝心の段落[0008]記載訂正が認められない以上、それら請求項訂正も根拠を欠くものとなり誤りであると判示された⁵¹。結果、誤訳訂正に絡む訂正事項3・5・7を認めた審決の判断はすべて誤りであり、取消事由2は理由があるとされたのである⁵²²⁰。

5. 本判決の特許実務への影響（翻訳文作成・訂正戦略）

本判決は、外国語出願における翻訳の誤り訂正について極めて厳格な判断基準を示したものとして、特許実務に大きな示唆を与える。以下、翻訳文の作成および訂正戦略の観点から本判決の影響と実務上の教訓を整理する。

- ・**翻訳段階での正確性確保の重要性：** まず何より、本判決は「**翻訳の誤りは後から安易に正せるものではない**」ことを再認識させるものである。特許権者は出願時に自らの責任で日本語翻訳文を提出し、その後も審査段階で誤訳訂正補正を行う機会が与えられていたにもかかわらず、最終的に誤訳を残したまま特許として成立させたのであれば、特許後に一定の不利益を被ることがあってもやむを得ない——これが先行判例で示された考え方であり⁵³、本件でも踏襲されたといえる。したがって実務的には、**出願から権利化までの早い段階で翻訳の整合性・正確性を十分確認し、致命的な誤訳は残さないことが肝要である**。特にクレーム中の用語の訳し方一つで技術的範囲が変わり得る場合（化学名称など典型例）は細心の注意を払い、必要に応じて優先期間内や国内移行期限内に訂正手当てをすべきである。
- ・**「誤訳」に該当しない限り訂正不可：** 判決が示すとおり、**翻訳文の表現が原文の意味から逸脱していない限り、たとえ他の表現の方がよりの確・明解であっても訂正は許されない**³。この点は翻訳者・特許実務者にとって教訓的である。翻訳文中のある表現が原文の語に忠実に対応している以上、「より良い翻訳」に思えてもそれに差し替えることは事後的には困難である。実務では「用語Xは意識するとYとも訳せるが、直訳的にはZだ」という場面も多いが、本判決は**直訳であって原文の意味からズレていないならそのままにすべき**ことを示唆する。下手に意識して後から修正したくなっても、もはや手遅れとなるリスクが高いからだ。本件では原文"linear"を「直線的」と訳したこと自体は正しく、仮にそれで意味が少々伝わりにくかったとしても誤訳ではない以上訂正の道は閉ざされていた。**翻訳の芸術性よりも忠実性を優先せよ**というメッセージとも言えるだろう。
- ・**誤訳訂正と明瞭化補正の区別：** 判決中の言及から読み取れるように、翻訳文の**不明瞭さや文脈上の整合性の問題は「明瞭でない記載の釈明」（特許法126条1項3号）の枠組みで検討すべきであり、安易に誤訳訂正に名を借りて解決すべきでない**。⁸つまり、原文にもともと曖昧さがあるために翻訳文が分かりにくい場合、それは厳密には翻訳ミスではなく原文由来の問題であるため、特許後の訂正では対処できない可能性が高い。実務上は、審査段階で拒絶理由（サポート要件違反等）への対応として明細書の記載を明確化する補正が許される場合があるが、特許成立後には同様の補正は訂正審判では限定的にしか認められない。**翻訳文のわかりにくさは後から容易に修正できると高を括らず、初期翻訳の段階で専門用語の選択や文脈の明瞭さに配慮すべきである**。

- ・**訂正審判請求の戦略：** 仮に特許成立後に誤訳に気付いた場合、その訂正審判請求には慎重な戦略が必要となる。本判決のように**特許無効審判係属中であれば訂正請求により対応することになるが、誤訳か否か微妙なケースでは訂正自体が認められずに却って不利になる恐れもある**。誤訳訂正が却下されれば、特許権者にとっては本来意図した技術内容を主張できないまま審理が進み、無効理由の判断でも不利になる可能性が高い。したがって、**訂正請求を行う際は上記の要件①②を満たすことを厳格に立証できる場合に限るべきであり、そうでない場合は無理に訂正せず他の手段で特許維持を図る方策（例えばクレームの減縮補正等）を検討する方が得策な場合もある**。特にクレーム中の用語訂正で技術的範囲が拡張と見做されかねない場合、本件や先例からして裁判所は非常に消極的である⁹。
⁵⁴。権利者は訂正の成否と無効審判の帰趨を見極めつつ、必要なら関連する外国出願の権利取得状況や事業上の重要性も踏まえて対応を判断する必要がある。

- ・**第三者への影響と信頼性：** 本件判決および先例は、**翻訳文に基づいて形成される第三者の信頼を厚く保護する姿勢を示している**⁹。外国語出願において、公開後に第三者は日本語明細書（翻訳文）に基づいて技術内容や権利範囲を把握するのであり、後になって原文を持ち出して「実は別の意味だった」と変更されては第三者に過度の負担と不測の不利益を与えることになる⁹。このため裁判所は、特許成立後の誤訳訂正についても**極力当初の翻訳文による技術的範囲を維持する方向で判断している**。実務者にとっては、他社特許を調査する際にも「原文を参酌しなければ理解できないような権利は原則としてそのままでは訂正できない」と見做してよいことになる。つまり、競合他社の外国語特許出願の日本語訳に不自然な点があっても、安易に「どうせ後で訂正されるだろう」とは考えない方がよい。むしろ**現行法の下では特許後の誤訳訂正は至難の業**であり、基本的に公開公報の記載とおりの技術範囲が確定すると考えて第三者の事業戦略を立てる方が合理的である⁵⁵。本件判決はその意味でも、翻訳文の信頼性を改めて確認させるものといえる。

以上より、本判決は特許実務者（弁理士・特許翻訳者・企業知財担当者）に対し、「**最初の翻訳を誤らないこと**」「**誤訳訂正に過度な期待をしないこと**」という教訓を強く示している。今後はますます、外国語明細書の和訳作成段階で複数人チェックやAI翻訳ツールの活用も含めた検証プロセスを取り入れるなどし、誤訳リスクを最小化する努力が求められる。

6. 誤訳訂正制度の立法趣旨・過去判例との比較

制度趣旨と第三者保護：「誤訳の訂正」制度は、特許協力条約（PCT）等の外国語出願において避け難く発生する翻訳ミスを救済し、出願人が本来開示した発明の範囲を正当に確保できるようにとの趣旨で設けられたものと解される。しかしその一方で、**特許権の対世性と第三者の予測可能性**にも配慮しなければならない。特許法は、特許出願から特許付与までの過程で翻訳訂正の機会（補正制度）を与えつつ、特許付与後は訂正審判等による限定的な訂正しか認めない枠組みを採用している⁵⁶。誤訳訂正はその限定的訂正目的の一つだが、前章まで述べたとおり許容範囲は狭く解される。本制度の立法趣旨を端的に言えば、「**翻訳上の過誤によって本来の発明内容とずれた記載を正す**」ことであり、決して特許権者に出願後・特許後に恣意的にクレーム内容を変更する余地を与えるものではない³。この点、本件判決が強調するところと完全に一致する。

平成28年知財高裁判決（ホスホン酸事件）との比較： 本件判決と比較参照される代表的判例として、知財高裁平成28年8月29日判決（平成27年（行ケ）10216号事件、通称「ホスホン酸事件」）が挙げられる⁵⁷。この事件は、特許請求の範囲中の「燐酸」を「ホスホン酸」（原文"Phosphonsäure"の正しい訳）に訂正しようとしたところ、訂正によりクレームの技術的範囲が変更される（広がる）として訂正不認容となった事案である⁵⁸⁵⁹。知財高裁は当時、「外国語特許出願において特許発明の技術的範囲は翻訳文明細書等を参酌して定められ、原文明細書等は参酌されない。したがって126条6項（特許請求の範囲の実質的変更禁止）の判断も翻訳文明細書等を基礎に行うべきで、原文を参酌することはできない」と判示した⁶⁰。また、「もし原文まで参酌してよいとすれば第三者に過度の負担を課す不当な結果を招く」とも述べられ⁹、翻訳文ベースでクレーム解釈・訂正可否を判断すべきこと、および特許権者自身の翻訳提出責任を強調した⁵³。

本件判決も、この平成28年判決の趣旨を踏まえた判断枠組みを採用している。実際、裁判所は本件審決の126条6項適合性判断について「**知財高裁平成28年8月29日判決が参照されるべき**」と明言し⁵⁷、審決が誤訳訂正だからと安易に範囲変更無しと断じた点を批判した⁶¹。平成28年判決に倣えば、仮に原文で「直接的」のニュアンスが含まれていたとしても、出願人が提出した翻訳では「直線的」としか書かれていなかった以上、その翻訳文に基づくクレーム解釈では「直接的」という限定要素は存在しないことになる。そして特許後にそれを付加する訂正は、第三者にとってみればクレーム内容の変更（拡張）に他ならない。**裁判所は本件でも、翻訳文に現れていなかった技術的事項（直接伝達しないという点）を後からクレームに組み込むことの不当性を指摘し、原文に忠実という大義名分では正当化できないと判断した**といえよう。⁴⁴ ²

なお、平成28年判決では特許権者に対し「誤訳訂正の機会を活かすことなく特許を発生させた以上、特許権者が一定の不利益を被ることはやむを得ない」との厳しい指摘もなされている⁵³。この趣旨は前述のとおり本件判決にも通底している。つまり「**翻訳文の誤りは本来、出願人・特許権者の責任に帰すものであり、救済は限定的**」という基本観念である。立法的にも、特許法184条の4に基づく外国語出願制度は出願人の便宜を図るものだが、その反面で翻訳文の提出・補正については自己責任原則が貫かれている。

法的意義と位置づけ: 本件判決は、上述した先例（平成28年判決）以来となる誤訳訂正の詳細な検討事例であり、**誤訳訂正制度の厳格な運用を再確認・補強する内容**となっている。平成28年判決がクレームの実質的変更禁止（126条6項）との関係で原文参酌の不可を示したのに対し、本件判決はそれ以前の問題として「何が誤訳に当たるか」の判断基準をより掘り下げた点に特徴がある。両者を合わせ読むことで、**(a)翻訳文が原文と意味的に齟齬がある場合に限って誤訳訂正の出発点に立てること、(b)たとえ誤訳でもその訂正によってクレームの技術的範囲が当初翻訳文に比べ実質的に拡張・変更される場合は許されないこと、**が体系的に理解できる。³ ⁹ このように、本判決は誤訳訂正制度の運用について「**まず要件レベルでフィルターをかけ、次に効果レベルでも制限をかける**」二段構えの制約を改めて示したと言え、その法的意義は大きい。

また、本判決は審決（特許庁）に対しても一つの指針を示したものと見ることができる。すなわち、誤訳訂正を認める審決を出す際には原文と訳文の対比を厳密に行い、**どの点がどのように誤訳であるか、訂正案が原文のどの記載に基づくか**を明示的に示さなければ、裁判所で容易に覆され得るということである⁵⁰。本件審決は訂正事項7について具体的な原文・訳文の差異検討を十分にせず「誤訳訂正であって範囲不変更」と結論付けていたが、その簡略な判断手法が裁判所に批判された⁶² ⁵⁴。今後、特許庁審理においても誤訳訂正の審査は一層慎重になることが予想される。

7. 知財訴訟実務家向けまとめ（判決の要点と教訓）

判決の要点: 本件知財高裁判決（令和7年10月8日）は、外国語特許出願における翻訳誤りの訂正について、**厳格な適用基準を改めて示した画期的判断**である。特に明細書段落の「直線的」→「直接的」への変更は、一見類似の意味にも思える修正であったが、裁判所は原文用語の違いや技術的意味の差異に着目し、「**翻訳文が原文と意味の齟齬を生じていない以上、それを原文にない概念に変える訂正は誤訳訂正に該当しない**」と明確に結論付けた¹。判決は、誤訳訂正の要件を**(1)原文との意味差異の存在**と**(2)訂正後の原文意味との一致**に整理するとともに、他の文脈に頼った解釈上の訂正を排除する姿勢を示した点で実務上重要である³ ²²。また、平成28年判決との連携により、**翻訳誤りの訂正であってもクレームの実質的変更は許されない**という一貫したメッセージを発しており⁶³、翻訳文に基づく権利範囲確定の安定性を重視する現在の裁判所の立場が確認できる。

判断の射程: 本判決の射程は、すべての外国語書面出願由来の特許に及ぶ。特にPCT経由で日本特許を取得する際の翻訳について、本判決の基準は普遍的に適用されるとみてよい。判決は明細書中の記載訂正に関する事案であったが、論理はクレームの用語訂正にもあてはまる。むしろクレームの誤訳訂正では126条6項との関係でより一層厳しい結果となる可能性が高い（前述ホスホン酸事件のように）ことから、**権利範囲に直接関わる部分の訂正は一層慎重な判断が必要**である。判決に照らせば、権利者が訂正で追加・変更しようとする技術的事項が原文に記載されていないか、あるいは原文に記載はあっても翻訳文に既に何らかの形で反映されている場合には、誤訳訂正の名目では許されないと考えるべきである。換言すれば、「**原文にあり翻訳**

文に欠けている情報」を埋める類の訂正はアウトであり、一方明らかな誤記・タイポなど翻訳ミスで意味が変わってしまっている場合のみセーフとなる（典型例: 数値の桁間違い、化学式の表記ミス等）。

実務への教訓: 本件判決から得られる教訓は単純明快であるが、特許実務の現場では見逃されがちなポイントでもある。それは「**翻訳文の質担保**」と「**事後訂正への過信排除**」である。権利者側の実務家にとって、外国語明細書を日本語に翻訳する段階から、将来の訂正審判や無効審判を念頭に置いてリスク管理を行う必要性が一層高まったと言える。具体的には:

- ・重要用語の訳語統一: 原文で異なる用語は可能な限り異なる訳語に訳し分け、逆に同一の概念は統一された訳にする。翻訳者の裁量で意訳・補足を加えることは避け、原文の表現を尊重する（本件では"linear"と"unmittelbar"の訳し分けが鍵となった）⁴。
- ・翻訳チェックの体制: 一度提出した翻訳がそのまま公開・登録されることを意識し、複数の専門家による校閲や、必要に応じて原出願国の技術者とのクロスチェックを行う。「**あとで訂正すればいいは通用しない**」との認識をチーム全体で共有する。
- ・早期補正の活用: 出願から特許査定までの間に誤訳に気付いた場合、躊躇せず補正で修正する（特許法施行規則で認められる範囲で可能な限り）。特にクレームの誤訳は審査段階であれば新規事項追加にならない限り補正可能であるため、権利化前に対処するのが望ましい。
- ・訂正審判請求時の立証: 不幸にも特許後に誤訳が判明し訂正審判を検討する際は、原文と訳文の差異、その差異が技術的意味に与える影響、訂正案が原文記載に直接基づくこと、を論理的・客観的に示せる証拠や説明を用意する。審決や判決での判断を仰ぐことになった場合、**裁判所は原文そのものよりも翻訳文と原文の対比という観点から判断**することを念頭に、主張構成を組み立てる必要がある。

第三者実務への示唆: 一方、特許権を無効化したい側（第三者）にとっても本判決は有益な示唆を与える。すなわち、相手特許に怪しい翻訳が含まれていて訂正される可能性がある場合でも、**安易に「どうせ訂正される」と想定して手を緩めるべきではない**ということである。むしろ本判決のように訂正が認められないケースは十分にあり得る。無効審判で訂正請求が出された場合は、その訂正が誤訳訂正の要件を本当に満たすかを鋭く突き、満たさないなら訂正却下を主張していく戦術が有効だろう。本件でも、原告（無効審判請求人）が訂正事項7の不適法性を主張し続けたことが最終的に審決取消しという勝利に繋がっている。

総じて、本判決は外国語出願由来の特許実務に携わる者に「**翻訳文＝あなたの特許の全て**」という原点を再確認させるものと言える。出願段階から特許権存続期間を通じて、翻訳の問題は常につきまとうが、そのケアレスミス一つで後年大きな不利益を被る可能性があることを肝に銘じる必要がある。本件判決の示した原則を踏まえ、誤訳訂正制度を正しく理解・活用し、また誤訳そのものを極力発生させない努力をもって知的財産権の安定的な取得・行使に努めるべきであろう。

(以上)

19 1 4 42 2 7 3 9 63

1 2 3 4 5 6 7 8 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 54 57 61 62 63 hanrei-

pdf-94701.pdf

file:///file_000000002bd86208aec16d80d27df43b

9 53 55 56 58 59 60 【平成27(行ケ)10216】『**磷酸**』を『**ホスホン酸**』に誤訳訂正することを認めなかった事件 | 平林特許翻訳事務所

<https://hira-pat.com/wp/blog/court/h27gyo-ke10216/>

21 誤訳訂正の訂正審判における特許請求の範囲の拡張・変更の禁止と原文明細書等の参酌の可否に関する知財高裁判決について－イノベンティア
<https://innoventier.com/archives/2016/09/1937>